

山梨県公報

第七百七十九号

平成十九年

七月二十六日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定(三件)……………五五三

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定……………五五四

大規模小売店舗を設置する者の変更の届出(二件)……………五五四

土地改良区役員の退任及び就任……………五五五

告示

山梨県告示第二百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年七月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

韮崎市旭町上條南割字横沢平三四二五の二、三四三三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字横沢平三四二五の二、三四三三の二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年七月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

西八代郡市川三郷町下芦川字寺下五九〇地先・五九二地先・五九三地先・五九四地先(以上四筆地先)について次の図に示す部分に限る。(六一三、六一三の内)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

一字寺下五九〇地先・五九二地先・五九三地先・五九四地先・六一三(以上四筆地先)一筆について次の図に示す部分に限る。(六一三の内)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年七月二十六日

一 保安林の所在場所
山梨県知事 横 内 正 明

南巨摩郡身延町上八木沢字上の山八六三の一、字トツタテ九二〇、九二一の内一
指定の目的

二 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上の山八六三の一・字トツタテ九二〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)(九二一の内一)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項に基づく指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)として指定した。

平成十九年七月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地	担当する医療の種類
医療法人社団弘仁 勝和会ふじよしだ 勝和クリニック	富士吉田市上吉田九九七番地一	腎臓に関する医療

医療法人康麗会笛
吹中央病院
笛吹市石和町四日市場四七番地一
腎臓に関する医療

国民健康保険富士
吉田市立病院
富士吉田市上吉田六五三〇番地
整形外科に関する医療

河口湖ふなつくり
ニック
南都留郡富士河口湖町船津五一一九番
地二
腎臓に関する医療

原口内科・腎クリ
ニック
甲斐市篠原字下新田二九七五番地一
腎臓に関する医療

ホクト薬局葎崎
葎崎市本町三丁目九番四号
薬局(調剤)

ひまわり薬局
甲府市荒川一丁目八番二一
薬局(調剤)

合資会社唐木屋薬
局
西八代郡市川三郷町市川大門二二三
番地
薬局(調剤)

すみれ薬局白州店
北杜市白州町白須一三四五番地
薬局(調剤)

セキテイ調剤薬局
石和店
笛吹市石和町松本一〇六〇番地
薬局(調剤)

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年十一月二十六日まで縦覧に供する。

平成十九年七月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 氏名又は名称 大和リース株式会社 代表取締役 梶本六夫
 - 住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 フレスポ甲府東

(二) 所在地 甲府市和戸町字奈良原八百十四番一外

2 変更した事項

変更事項	変更後の名称	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所	大和リース株式会社 代表取締役 梶本六夫	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

3 変更の年月日

平成十九年四月一日

三 届出年月日

平成十九年七月十二日

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年十一月二十六日まで縦覧に供する。

平成十九年七月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 大和リース株式会社 代表取締役 梶本六夫

2 住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 フレスポみのぶ

(二) 所在地 南巨摩郡身延町飯富字宮の外二千三百九番二百十外

2 変更した事項

変更事項

変更後

大規模小売店舗を設置する者の名称 大和リース株式会社 代表取締役 梶本六夫

3 変更の年月日

平成十九年四月一日

三 届出年月日

平成十九年七月十二日

● 土地改良区役員の内任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、差出堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十九年七月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	日野原統男	笛吹市春日居町桑戸三〇二番地一	平成十九年四月二十七日
理事	山内 岩男	同 石和町松本五三七番地	同
同	鎮目 勇夫	山梨市正徳寺五六二番地	同
同	代永 明夫	同 万力一三三四番地	同
同	佐藤 辰己	同 八〇七番地	同
同	中村 八郎	同 一一六三番地	同
同	内田 良作	同 一七八〇番地	同
同	長田武比古	同 落合八四番地	同

同	同	監事
川口 一彦	梶原今朝紀	赤岡 力
笛吹市春日居町鎮目九〇三番地	山梨市山根八八七番地	笛吹市石和町松本六七七番地一
同	同	同

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番